

**監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う
第75回国民体育大会・第76回国民体育大会冬季大会における取扱いについて**

2020年4月2日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※2020年(令和2年)4月1日(冬季大会は2020年(令和2年)10月1日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2021年(令和3年)3月31日以降であること。

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第75回本大会・ブロック大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	2021年3月31日以降 (令和3年)	○
		2020年9月30日 (令和2年)	○※ ×
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
2020年(令和2年) 10月1日付認定予定者		—	×
※2020年(令和2年)10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。 (所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は、参加不可)。			

【第76回冬季大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	2021年3月31日以降 (令和3年)	○
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
2021年(令和3年) 4月1日付認定予定者		—	×